

管内鉱山鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課
鉱害防止課

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令について

経済産業省は、今般、金属鉱業等鉱害対策特別措置法、鉱山保安法において、押印を求めている手続等について、押印を不要とするための所要の規定等の整備を行いましたのでお知らせいたします。なお、施行日は令和2年12月28日となっております。

(以下、令和2年12月28日付け官報抜粋)

第一条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。

十二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで

第七十五条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第二及び様式第四中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「(1) 用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第五中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、様式第六中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第七から様式第十まで及び様式第十二中「㊟」及び「(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「(5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「(7) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「(10) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「㊟」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 届出書」を「届出書」に改める。

附則（施行期日）第一条 この省令は、公布の日から施行する。